

事 務 連 絡
平成 24 年 7 月 17 日

各都道府県建設業協会
専務理事 事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
常務理事 室川 正和
(公印省略)

建設産業における社会保険加入の徹底について
(経営事項審査時における取扱い)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省では、経営事項審査制度を通じた保険未加入対策として、減点措置の厳格化による企業評価の適正化を進めてきたところですが、より一層の保険未加入対策の加速を図る観点から、許可・更新時、立入検査時と同時に、経営事項審査時に社会保険未加入企業に対して加入指導を行い、指導後もなお未加入の場合には、厚生労働省の社会保険担当部局に通報する（11月より開始予定）旨通知がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対しまして建設産業における社会保険加入の徹底をご理解いただくとともに、別添をご活用いただき周知方お願い申し上げます。

以上